

法定福利費 = 社会保険料の事業主負担分を請求しよう！

法定福利費をきちんと請求するための

# 『標準見積書』活用学習会

建設業者の皆さんへ

今、国は、建設業の若手技能者不足を解消するため、建設労働者の社会保険加入促進に取り組んでいます。

それをすすめるため、「法定福利費別枠明示の標準見積書」のガイドラインを定め、活用が始まっています。

東京土建では、「標準見積書」を活用して、社会保険加入の原資となる法定福利費をしっかりと確保し、会社の負担も減らしながら、建設労働者の賃金・労働条件の改善に役立てたいと呼びかけています。

下記の日程で学習会を開催しますので、組合員の仲間はもちろん、組合未加入の事業所の皆さんもぜひ、この機会にご参加ください。

- ◆ 日時：6月10日（金）午後7時～
- ◆ 会場：東京土建江戸川支部会館 3F  
江戸川区大杉2-12-10(地図は裏面)
- ◆ 講師：木村常任中執(本部賃金対策部)
- ◆ 締切り：5月末日

**参加無料**

東京土建組合員の方も、未加入の方も

お気軽にご参加ください

元請から法定福利費を別枠で請求するように言われたが・・・？

現場で社会保険加入を言われたが、会社の負担が大変・・・



主催

東京土建江戸川支部

担当 江成(エナリ)

電話 03-3655-6448

FAX 03-3656-0959

## 「標準見積書って何？」

53もの専門工事業団体がそれぞれの業種ごとに作成した見積書のヒナ形で、「法定福利費の別枠支給欄」を装備したもの。国や業界団体は、この見積書の活用を推進しており、今後はこの様式がスタンダードに変わります。

## 「法定福利費とは？」

健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料の会社負担分のことを言います。今、国・業界をあげて、「社会保険未加入対策」が強力に進められていますが、それらに加入するためには、法定福利費の確保が不可欠です。そのために活用するのが、「標準見積書」。

国は、この見積書の活用を推進しており、元請が不当に減額をしたり、見積書を認めない場合は、建設業法違反になるという通知もゼネコン団体へ行っています。



## 【参加申込書】

※ 準備の都合上、参加ご希望の方は、下記に記入の上、FAX（03-3656-0959）いただくか、5月の群会議でご提出ください。

お名前または

事業所名 \_\_\_\_\_ 固定電話 \_\_\_\_\_ 携帯電話 \_\_\_\_\_

※（組合員・組合未加入） ← いずれかに○。

※組合員の方は、所属をご記入ください \_\_\_\_\_ 分会 \_\_\_\_\_ 群

**ファクス番号 03-3656-0959**